

●香川県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月25日から同年3月18日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺多度津線（25号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市生野町遊塚857番3 地先から 善通寺市生野町遊塚1039番5 地先まで	13.2~29.1	205	令和2年香川県告示第131号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和4年2月25日